

交指 甲 達 第 2 3 号

平成 1 7 年 7 月 2 2 日

各部、課、所、隊、校、署長 殿

福 井 県 警 察 本 部 長

放置車両の確認事務の委託手続等に関する事務処理要領の制定について

放置車両の確認事務の委託手続等に関する事務手続等の迅速かつ的確な処理を行うため、別添「放置車両の確認事務の委託手続等に関する事務処理要領」を制定したので、同要領に基づいて適正に事務を行われたい。

なお、この要領は、道路交通法の一部を改正する法律（平成 1 6 年法律第 9 0 号）第 3 条の改正規定が施行されるまでの間は、同法附則第 2 条に規定する準備行為の規定により取り扱うものとする。

別添

放置車両の確認事務の委託手続等に関する事務処理要領

第1 目的

この要領は、道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）、確認事務の委託の手続等に関する規則（平成16年国家公安委員会規則第23号。以下「委託規則」という。）及び放置車両の確認事務の委託及び駐車監視員に関する事務取扱規程（平成17年公安委員会規程第14号。以下「取扱規程」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 登録等の手続

1 登録の申請手続等

(1) 登録申請書の受理

交通指導課長は、登録を受けようとする法人（以下「登録申請法人」という。）から福井県道路交通法施行細則（昭和43年福井県公安委員会規則第1号。以下「施行細則」という。）に規定する放置車両確認事務法人登録申請書（施行細則様式第8号の2。以下「登録申請書」という。）の提出があった場合は、記載事項等に不備がないこと、添付書類が整っていることなどの形式的要件が適合しているか確認し、受理するものとする。

(2) 登録の審査

交通指導課長は、登録申請書及び添付書類について書面審査をするほか、身上照会書（別記様式第1号）により関係機関に照会を実施するものとする。この場合において、外国人の場合は、併せて前科調査照会書（別記様式第2号）により照会を実施するものとする。

(3) 登録簿への登載等

交通指導課長は、公安委員会が登録申請法人に登録する旨の決定をした場合には、登録番号、法人名称、代表者の氏名、所在地及び登録年月日を登録簿（取扱規程別記様式第5号）に登載するとともに、当該登録申請法人に対して登録（登録更新）通知書（取扱規程別記様式第3号）を交付し、及び受領書（別記様式第3号）を徴するものとする。

(4) 登録拒否の通知

交通指導課長は、公安委員会が登録申請法人に登録の拒否をする決定をした場合には、当該登録申請法人に対して登録（登録更新）申請に関する通知書（取扱規程別記様式第4号）を交付し、及び受領書を徴するものとする。

2 報告及び立入検査

(1) 報告

登録法人に対し、その業務又は経理の状況を報告させる場合は、報告要求書（取扱規程別記様式第8号）により行うものとする。

(2) 立入検査

立入検査をする場合は、交通指導課長と登録法人を所轄する署長（以下「所轄署長」という。）が緊密な連携をとって行うものとする。この場合において、立入り

する警察職員は、警察手帳（交通巡視員に貸与された警察手帳を含む。）を関係者に提示するものとする。

第3 駐車監視員資格者証交付の手続等

1 駐車監視員資格者講習

(1) 講習の準備

ア 交通指導課長は、駐車監視員資格者講習（以下「講習」という。）の円滑かつ効果的な運用を図るため、交通指導課に講習責任者及び講習補助員を置くこととし、講習責任者には警部以上の階級にある警察官を、講習補助員には警部補以下の警察官（同相当の職員を含む。）をもって充てるものとする。

イ 講習責任者は、次の任務を行うものとする。

- (ア) 講習計画の作成に関すること。
- (イ) 講習の実施の管理に関すること。
- (ウ) 修了考査の合否の判定に関すること。
- (エ) 警察庁及び他の都道府県警察との連絡調整に関すること。

(2) 講習の公示

ア 交通指導課長は、講習を行う場合には、委託規則第6条の規定による公示のほか、必要により他の手段による広報に努めるものとする。

イ 公示に掲げる事項は、次のとおりとする。

- (ア) 講習の日時及び場所
- (イ) 受講の申込み期限
- (ウ) 受講申込書の提出先及び提出方法
- (エ) 受講申込みに必要な書類等
- (オ) 受講手数料の金額及び納入方法
- (カ) 受講に関する問い合わせ先等

(3) 講習計画の作成

ア 交通指導課長は、講習予定期日の1か月前までに講習計画を作成するものとする。

イ 講習計画は、駐車監視員資格者講習教授基準（別表第1）に基づき定めるものとし、次の事項に配慮して作成するものとする。

- (ア) 教授細目は修得すべき知識の順序、難易等を考慮して、受講者が理解しやすいように配列すること。
- (イ) 教授細目ごとに所要時間、講師の氏名、講習補助員の員数、使用する教材等を示すこと。
- (ウ) 講師は、講習項目に応じて、知識経験及び教育能力において十分な適格性を有する者をもって充てること。
- (エ) 講習において使用する教材等は、講習用に作成されたテキスト、資料、視聴覚教材等を活用すること。

(4) 受講申込書の受理

交通指導課長は、講習を受けようとする者（以下「申込者」という。）から駐車監視員資格者講習受講申込書（施行細則様式第8号の3。以下「申込書」とい

う。)の提出があった場合には、記載事項等に不備がないこと、添付書類が整っていることなどの形式的要件が適合しているか確認し、受理するものとする。この場合において、申込者に対して、講習を受講して駐車監視員資格者講習修了証明書(委託規則別記様式第1号。以下「修了証明書」という)の交付を受けても駐車監視員資格者証交付申請の段階で法第51条の13第1項第2号に規定する欠格事由に該当する場合は、駐車監視員資格者証(委託規則別記様式第3号。以下「資格者証」という)の交付を受けることができない旨を事前に説明してこれを了知させるものとする。

(5) 駐車監視員資格者講習受講票の交付

交通指導課長は、駐車監視員資格者講習受講票(別記様式第4号)を交付する場合には、駐車監視員資格者講習受講票発出管理簿(別記様式第5号)に必要な事項を記載するものとする。

(6) 講習の実施

交通指導課長は、講習を実施する際、次の事項に配慮するものとする。

ア 講習は、講習計画に従い、適切かつ効果的に実施すること。

イ ビデオ、スライド等視聴覚教材を用いることにより、より講習効果が高まると認められる場合は、積極的に視聴覚教材を活用すること。

ウ 講習補助員は、資料の配布、視聴覚教材の設置及び操作、受講者の対応その他講師の指示に従って講習を補助すること。

(7) 講習修了結果の伝達

ア 交通指導課長は、修了考査の合否判定をした場合には、速やかに、受講者に講習修了の判定結果を通知するものとする。

イ 交通指導課長は、合格者に対して修了証明書を交付するとともに、受領書を徴するものとする。

ウ 修了考査において不正行為をした者については、不合格とする。

なお、不正な手段により合格した者に対して修了証明書を交付していることが明らかになった場合は、次の措置をとるものとする。

(ア) 受講者に対して改めて講習修了判定を通知し、当該修了証明書の返納を求めること。

(イ) 他の都道府県において当該修了証明書を用い、資格者証を取得しようとし、又は既に取得しているおそれがあることから、警察庁及び都道府県警察に対し、(ア)の返納を受けた年月日、当該修了証明書の番号、これを交付した者の氏名及び住所を文書により、速やかに通報すること。

(8) 修了証明書の再交付

ア 交通指導課長は、修了証明書を亡失し、又は滅失して再交付を受けようとする者(以下「修了証明書再交付申請者」という。)から駐車監視員資格者講習修了証明書再交付申請書(施行細則様式第8号の4。以下「講習修了証明書再交付申請書」という。)の提出があった場合には、記載事項等に不備がないこと、添付書類が整っていることなどの形式的要件が適合しているか確認し、受理するものとする。

イ 交通指導課長は、修了証明書を再交付した場合には、受領書を徴するものとする。この場合において、修了証明書再交付申請者に対し、亡失した修了証明書を発見した場合は、速やかに返納するように指導するものとする。

2 駐車監視員資格者同等認定の申請

交通指導課長は、駐車監視員資格者講習課程修了者と同等以上の技能及び知識を有する者の認定を受けようとする者（以下「認定申請者」という。）から駐車監視員資格者認定申請書（施行細則様式第8号の5。以下「認定申請書」という。）の提出があった場合には、記載事項等に不備がないこと、添付書類が整っていることなどの形式的要件が適合しているか確認し、受理するものとする。

3 認定の審査

交通指導課長は、2により提出された認定申請書及び添付書類により公安委員会が委託規則第10条第1項に定める基準に該当すると判断した場合には、駐車監視員資格者認定考査受検票発出管理簿（別記様式第6号）に必要事項を記載し、当該認定申請者に対して駐車監視員資格者認定考査受検票（別記様式第7号）を交付するとともに、取扱規程に基づいて認定考査を実施するものとする。

4 認定書の交付

交通指導課長は、3により認定した者に対し、認定書（委託規則別記様式第2号）を交付するとともに受領書を徴するものとする。

5 認定書の再交付

- (1) 交通指導課長は、認定書を亡失し、又は滅失して再交付を受けようとする者（以下「認定書再交付申請者」という。）から認定書再交付申請書（施行細則様式第8号の4）の提出があった場合には、記載事項等に不備がないこと、添付書類が整っていることなどの形式的要件が適合しているかを確認し、受理するものとする。
- (2) 交通指導課長は、認定書を再交付した場合には、受領書を徴するものとする。この場合において、認定書再交付申請者に対し、亡失した認定書を発見した場合は、速やかに返納するように指導するものとする。

6 資格者証の交付手続等

(1) 資格者証の交付申請

交通指導課長は、修了証明書又は認定書の交付を受けた者で資格者証の交付を受けようとする者（以下「交付申請者」という。）から駐車監視員資格者証交付申請書（施行細則様式第8号の6。以下「交付申請書」）の提出があった場合には、記載事項等に不備がないこと、添付書類が整っていることなどの形式的要件が適合しているか確認し、受理するものとする。

(2) 交付の審査

交通指導課長は、第2の1(2)に準じて交付申請者の欠格事由の該当性の有無を審査するものとする。

(3) 資格者証の交付等

交通指導課長は、公安委員会が交付申請者に資格者証を交付する決定をした場合には、資格者証番号、本籍、住所、氏名、生年月日、修了証明書番号等を駐車監視員資格者証交付者名簿（取扱規程別記様式第10号。以下「交付者名簿」とい

う。)に登載するとともに、当該交付申請者に資格者証を交付し、受領書を徴するものとする。

(4) 資格者証の交付拒否の通知

交通指導課長は、公安委員会が交付申請者に資格者証の交付を拒否する決定をした場合には、当該交付申請者に対して駐車監視員資格者証交付申請に関する通知書（取扱規程別記様式第11号）を交付するとともに受領書を徴するものとする。

(5) 変更の届出

ア 交通指導課長は、(3)により資格者証の交付を受けた者で、資格者証の記載事項に変更の必要がある者から駐車監視員資格者証書換え交付申請書（施行細則様式第8号の7）の提出があった場合には、記載事項等に不備がないこと、添付書類が整っていることなどの形式的要件が適合しているか確認し、受理するものとする。

イ 交通指導課長は、新しく資格者証を作成して申請者に交付し、受領書を徴するものとする。この場合において、交通指導課長は、旧資格者証の提出を受け、これを廃棄しなければならない。

(6) 資格者証の再交付

ア 交通指導課長は、資格者証を亡失し、又は滅失して再交付を受けようとする者（以下「資格者証再交付申請者」という。）から駐車監視員資格者証再交付申請書（施行細則様式第8号の8）の提出があった場合には、記載事項等に不備がないこと、添付書類が整っていることなどの形式的要件が適合しているか確認し、受理するものとする。

イ 交通指導課長は、資格者証を再交付した場合には、受領書を徴するものとする。この場合において、資格者証再交付申請者に対し、亡失した資格者証を発見した場合は、速やかに返納するように指導するものとする。

第4 行政処分

1 適合命令

(1) 不適合事案の報告

交通指導課長は、登録法人が法第51条の8第4項各号のいずれかに適合しなくなった旨を認知した場合には、適合命令対象事案上申書（別記様式第8号）に関係書類を添えて公安委員会に上申するものとする。

(2) 弁明の機会の付与と適合命令

ア 交通指導課長は、公安委員会が弁明の機会付与後、適合命令の処分を決定した場合には、被処分登録法人に対して処分理由を告げて適合命令書（取扱規程別記様式第6号）を交付するものとする。

イ 交通指導課長は、公安委員会が適合命令の処分を決定した場合において、被処分登録法人が出頭しない等により処分の執行ができない場合には、適合命令決定通知書（別記様式第9号）に適合命令書を添えて所轄署長に送付し、適合命令書の交付を依頼するものとする。

ウ 所轄署長は、交通指導課長から適合命令決定通知書及び適合命令書の送付を受けた場合には、速やかに被処分登録法人に適合命令書を交付するとともに、処分

を執行した旨を適合命令執行報告書（別記様式第10号）により交通指導課長を
経由して公安委員会に報告するものとする。

2 登録の取消し

(1) 登録取消しの上申

交通指導課長は、登録法人が法第51条の10に該当することを認知した場合には、登録取消対象事案上申書（別記様式第11号）に関係書類を添えて公安委員会に上申するものとする。

(2) 聴聞等の実施

交通指導課長は、公安委員会が聴聞を実施して登録法人の登録の取消し（以下「登録の取消し」という。）を決定した場合には、被処分登録法人に対して処分理由を告げて、登録取消処分通知書（取扱規程別記様式第7号。以下「処分通知書」という。）を交付するものとする。

(3) 登録取消処分決定通知書等の送付

ア 交通指導課長は、公安委員会が行政手続法（平成5年法律第88号。以下「手続法」という。）第23条第1項の規定により聴聞を行わないで登録の取消しを決定した場合には、登録取消処分決定通知書（別記様式第12号）に処分通知書を添えて所轄署長に送付し、処分通知書の交付を依頼するものとする。

イ 所轄署長は、アにより登録取消処分決定通知書及び処分通知書の送付を受けた場合には、速やかに被処分登録法人に対して処分理由を告げて処分通知書を交付するとともに、処分を執行した旨を登録取消処分執行報告書（別記様式第13号）により交通指導課長を經由して公安委員会に報告するものとする。

(4) 登録簿への登載

交通指導課長は、登録の取消し処分を執行した場合には、登録簿にその旨を記載するものとする。

(5) 警察庁等への報告

交通指導課長は、登録を取り消した場合には、確認事務法人登録の取消状況通報書（別記様式第14号）により、警察庁及び他の都道府県警察に通報するものとする。

3 返納命令

(1) 返納命令事案の上申

交通指導課長は、資格者証の交付を受けた者が法第51条の13第2項各号のいずれかに該当することを認知した場合には、駐車監視員資格者証返納命令対象事案上申書（別記様式第15号）に関係書類を添えて公安委員会に上申するものとする。

(2) 聴聞等の実施

交通指導課長は、公安委員会が聴聞を実施して資格者証の返納命令を決定した場合には、被処分者に対して処分理由を告げて駐車監視員資格者証返納命令書（取扱規程別記様式第12号。以下「返納命令書」という。）を交付するものとする。

(3) 返納命令書等の送付

ア 交通指導課長は、公安委員会が手続法第23条第1項の規定により、聴聞を行わないで資格者証の返納を決定した場合には、駐車監視員資格者証返納命令決定

書（別記様式第16号。以下「返納命令決定書」という。）に返納命令書を添えて所轄署長に送付し、返納命令決定書の交付を依頼するものとする。

イ 所轄署長は、アにより返納命令決定書及び返納命令書の送付を受けた場合には、速やかに被処分者に対して、処分理由を告げて返納命令書を交付するとともに、処分を執行した旨を駐車監視員資格者証返納命令執行報告書（別記様式第17号）により、交通指導課長を経由して公安委員会に報告するものとする。

(4) 交付者名簿への登載

交通指導課長は、返納命令の処分を執行した場合には、交付者名簿にその旨登載するものとする。

(5) 警察庁等への報告

交通指導課長は、公安委員会が資格者証の返納命令をした場合には、駐車監視員資格者証返納命令状況通報書（別記様式第18号）により、警察庁及び他の都道府県警察に通報するものとする。

第5 登録簿等の番号

登録簿、講習修了証明書、認定書及び資格者証に記載する番号は、別表第2のとおりとする。

別表第1

駐車監視員資格者講習教授基準

〔第1日目〕

	講習項目	教授細目	時間	教授目標
第 一 日	交通警察 総説	駐車問題と 交通警察	1時間	駐車問題を始めとする道路交通法を取り巻く諸問題 について、道路交通の現状、交通事故の現況、駐車問 題の現状等を説明し、これに対処する交通警察の在り 方を理解させる。
				これまでの交通警察による総合的な駐車対策につ いて、具体的に事例を挙げて説明し、理解させる。
		交通警察の 基礎知識		警察の責務と組織概要、交通警察の目的、交通安 全対策の概要、道路交通法の目的と主な内容、道路 交通関係行政等について説明し、交通警察の基礎知 識を理解させる。
	新たな駐 車対策法 制及び駐 車監視員 制度	違法駐車取 締りと確認 事務の民間 委託のため の仕組み	2時間	交通反則通告制度等の運転責任者の追及及び放置 違反金納付命令等の使用者責任の追及のための手続 等について説明し、その仕組みを理解させる。 確認事務の委託の制度について説明し、理解させ る。
		駐車監視員 制度の概要		駐車監視員の仕事、駐車監視員資格者証制度、そ の義務等について説明し、駐車監視員制度を理解さ せる。
	放置車両 の確認に 必要な基 礎知識 (1)	道路の基礎 知識	2時間	道路の意義、分類等について説明し、理解させる。
		車両の基礎 知識		車両の意義、分類等について説明し、理解させる。 車両の番号標の意味、識別方法等について説明し、 理解させる。
		交通規制の 基礎知識		交通規制の意義、主体、方法、効力発生の要件等 について説明し、理解させる。
	放置車両 の確認に 必要な基 礎知識 (2) ～前半	放置車両の 意義	2時間	駐車監視員が確認することとなる「放置車両」に ついてその意義、要件、種類等について説明し、理 解させる。
		駐車に関す る道路交 通法の規制		駐停車又は駐車を禁止する場所における違反、駐 車の方法違反、時間制限区間における違反等につい て、その規制及び成立要件等を図表等を用いて具体 的に説明し、理解させる。 駐車禁止除外指定車等について説明し、理解させる。
小 計			7時間	

〔第2日目〕

	講習項目	教授細目	時 間	教 授 目 標
第 二 日	放置車両の 確認に 必要な基 礎知識 (2) ～後半	放置駐車 の意義	2時間	駐車監視員が確認することとなる「放置車両」についてその意義、要件、種類等について説明し、理解させる。
		駐車に 関する 道路交 通法の 規制		駐停車又は駐車を禁止する場所における違反、駐車の方法違反、時間制限駐車区間における違反等について、その規制及び成立要件等を図解等を用いて具体的に説明し、理解させる。
				駐車禁止除外指定車等について説明し、理解させる。
	放置車両 の確認等 の実施要 領等	放置車両 の確認等 の実施要 領等	4時間	駐車監視員による放置車両の確認と標章取付けの実施要領について具体的に説明し、駐車監視員が行う事務について理解させる。
		放置車両 確認時の 留意事項		放置駐車確認時における相勤者との連携による交通安全確認要領等受傷事故防止について説明し、理解させる。
誤りやす い違反種 別の認定 要領		個々の違反種別・違反態様ごとに確認事項、入力事項及び確認時の留意事項について図表等を用いて具体的に説明し、理解させる。		
基本的 心構え及 び職務倫 理	駐車監視 員の責任	1時間	各種違反態様の想定事例に基づき放置車両の確認を行うに際して、誤りやすい違反種別の認定要領を具体的に理解させる。	
小 計			7時間	

〔第3日目〕 (第2日目から一定期間後)

	講習項目	教授細目	時 間	教 授 目 標
第 三 日	修了 考査	筆記試験 正誤式 50問	1時間	講習修了1週間後に修了考査を実施して履修状況を考査することは、受講者に講習内容を復習する期間を与え、より講習効果を高めることを目的とする。 (合格基準90%)
小 計			1時間	

※ 講習時間合計 3日間 (15時間)

別表第2

登録簿に記載する番号等の記載要領等について

項 目	内 容
1 登 録 簿	1 数字は6桁とする。 2 桁毎付与数字 「1 2 3 4 5 6」 1～2桁＝交付年（西暦の下2桁） 3～6桁＝登録の一連番号 3 事例～2005年の10番目の登録 「050010」
2 駐車監視員資格者 講習修了証明書	1 数字は9桁とする。 2 桁毎付与数字 「1 2 3 4 5 6 7 8 9」 1桁＝駐車監視員資格者講習修了証明書の番号（1） 2～3桁＝都道府県コード（福井は52） 4～5桁＝交付年（西暦の下2桁） 6～9桁＝修了証明の一連番号 3 事例～2005年の15番目の修了証明書 「152050015」
3 認 定 書	1 数字は9桁とする。 2 桁毎付与数字 「1 2 3 4 5 6 7 8 9」 1桁＝認定書を示す番号（2） 2～3桁＝都道府県コード（福井は52） 4～5桁＝交付年（西暦の下2桁） 6～9桁＝認定の一連番号 3 事例～2005年の20番目の認定書 「252050020」
4 駐車監視員資格者証	1 新規交付の場合 (1) 数字は9桁とする。 (2) 桁毎付与数字 「1 2 3 4 5 6 7 8 9」 1桁＝駐車監視員資格者証を示す番号（3） 2～3桁＝都道府県コード（福井は52） 4～5桁＝交付年（西暦の下2桁） 6～9桁＝交付の一連番号 (3) 事例～2005年の25番目の資格者証 「352050025」 2 書換え交付の場合 書換え前のものと同一とする。 3 再交付の場合 (1) 1(2)の1桁の数字に、再交付の回数を加えるのみで 後は同様とする。 (2) 事例～1(3)で受けた資格者証を再交付 「452050025」 ※ したがって、以後、再交付するたびに1桁目の数字 が増えていくことになる。

交 指 第 号
年 月 日

市区町村長 殿

福井県警察本部交通部
交 通 指 導 課 長 印

身上調査照会書

本 籍	
(ふりがな) 氏 名	
生年月日	年 月 日生

上記の者は、道路交通法 第 5 1 条 の 8 に 規 定 す る 登 録 に
第 5 1 条 の 1 3 の 規 定 に よ る 駐 車 監 視 員 資 格 者 証 の 交
際 際、 同 条 第 3 項 第 2 号 の 規 定 に 基 づ き 身 上 調 査 の 必 要 が あ り ま す の で、 別 記 事 項 を
同 条 第 1 項 第 2 号
調 査 し、 該 当 欄 に 記 入 の 上、 回 答 願 い た く 照 会 し ま す。

なお、本籍、氏名等に多少の相違がありましても該当すると思われる場合には、上記に
準じて調査をお願いします。また、転籍している場合には該当する市区町村長に回送を、
在籍していない場合はその旨を記入の上、回答をお願いします。

所 在 地	〒 -		
担 当 者 の 課 ・ 係 氏 名	係	担当者印	
電 話 番 号	() -	(内線)	

別紙

身上調査照会回答書

年 月 日

福井県警察本部交通部
交通指導課長 殿

市区町村長 印

次の者に係る 年 月 日付身上調査照会について、下記のとおり回答します。

記

※本 籍						
(ふりがな)						
※氏 名						
※生年月日	年 月 日生					
前 科	言渡年月日	確定年月日	裁判所	罪 名	刑 名 刑 期 金 額	恩赦・刑 の執行停 止の有無
破産の 有 無						
備 考						
※ 照会担当者名	係	市区町村取扱担当者				

注： ※印欄は、照会担当者において記入します。

第 号
年 月 日

東京地方検察庁 殿

福井県警察本部交通部
交通指導課長 印

前科調査照会書

次の者は、下記の規定に基づき、前科を調査する必要があるので回答願いたく照会します。

記

- 道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の8第3項第2号
- 同法 第51条の13第1項第2号

本籍又は国籍の属する国における住所若しくは居所			
氏名		異名	
生年月日	年 月 日生		
外国人登録証明書番号等	年 月登録	(記号)	第 号

回答先	所在地	〒 ー		
	担当者	課・係氏名	担当者印	
	電話番号	() ー	内線 ()	

備考 不要な部分は、削除して使用すること。

別紙

年 月 日

福井県警察本部交通部
交通指導課長 殿

東京地方検察庁 印

前科調査回答書

年 月 日付け 第 号については、下記のとおり回答
します。

記

- 1 前科は、見当たらない。
- 2 前科は、次のとおりである。

裁判・確定・刑終了	裁判所	罪 名	刑 名・刑 期
年 月 日 宣告・略式 年 月 日 確 定 年 月 日 刑終了	地方 支部 簡易		懲役、禁錮 年 月 罰 金 円 年間執行猶予 付保護観察
年 月 日 宣告・略式 年 月 日 確 定 年 月 日 刑終了	地方 支部 簡易		懲役、禁錮 年 月 罰 金 円 年間執行猶予 付保護観察

(注 該当の文字を○で囲んでください。)

年 月 日

福井県公安委員会 殿

住所
氏名

印

受 領 書

- 登録通知書
- 登録（更新）申請に関する通知書
- 駐車監視員資格者講習修了証明書（新規・再交付）
- 認定書（新規・再交付）
- 駐車監視員資格者証（新規・書換え・再交付）
- 駐車監視員資格者証の申請に関する通知書
-

上記のものを確かに受け取りました。

別記様式第4号

駐車監視員資格者講習受講票		受講番号
ふりがな 氏 名 (男・女) 生年月日 年 月 日生		
項 目	日 時	検 印
講習 受付時間	各日午 時 分から午 時 分の間	
講習1日目	年 月 日 午 時 分 開始	
講習2日目	年 月 日 午 時 分 開始	
修了審査日	年 月 日 午 時 分 開始	
場 所		
注 意 事 項		

別記様式第7号

駐車監視員資格者認定考査受検票

受検番号

ふりがな

氏名

(男・女)

生年月日

年

月

日生

項 目	日 時	検 印
受付時間	年 月 日 午 時 分から午 時 分の間	
認定考査	年 月 日午 時 分開始	
場 所		
注 意 事 項		

第 号

年 月 日

福井県公安委員会 殿

交通指導課長

適合命令対象事案上申書

みだしのことについては、下記のとおり認知したから上申する。

記

1 認知項目

- 車両、携帯電話用装置その他携帯用の無線通話装置、地図、写真機及び電子計算機関係
- 駐車監視員資格者関係
- 事務所の位置関係

2 具体的認知事項

第 号
年 月 日

警察署長 殿

福井県公安委員会

適合命令決定通知書

下記のとおり、道路交通法第51条の9の規定により適合命令の決定がされたから通知する。

なお、対象法人に「適合命令書」を交付されたい。

記

対象法人	所在地	(電話番号)
	法人名称	
	代表者氏名	
適合命令の理由		

第 号
年 月 日

福井県公安委員会 殿

警察署長

適合命令執行報告書

みだしのことについては、下記のとおり執行したから報告する。

記

- 1 執行日時
- 2 執行場所
- 3 執行項目
- 4 執行当事者
 - (1) 執行者
 - (2) 被執行者
- 5 執行状況

第 号
年 月 日

福井県公安委員会 殿

交通指導課長

登録取消対象事案上申書

下記の法人は、道路交通法第 5 1 条の 1 0 の規定により、登録取消対象に該当すると認められるので上申する。

記

法人	所在地	(電話)
	名称	
	代表者の氏名	
	登録番号 登録年月日	
事案の概要		
添付書類		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

第 号
年 月 日

警察署長 殿

福井県公安委員会

登録取消処分決定通知書

下記のとおり、道路交通法第51条の10の規定により登録の取消しを決定したので通知する。

なお、対象法人に「登録取消処分通知書」を交付されたい。

記

対象法人	所在地	(電話番号)
	法人名称	
	代表者氏名	
取消しの理由		

第 号
年 月 日

福井県公安委員会 殿

警察署長

登録取消処分執行報告書

みだしのことについては、下記のとおり執行したから報告する。

記

- 1 執行日時
- 2 執行場所
- 3 執行項目
- 4 執行当事者
 - (1) 執行者
 - (2) 被執行者
- 5 執行状況

第 号
年 月 日

警察庁交通局交通指導課長
警視庁交通部長 殿
各道府県警察本部長

福井県警察本部長

確認事務法人登録の取消状況通報書

下記法人に係る道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の8の規定による登録を同法第51条の10の規定により次のとおり取り消したので通報する。

記

ふりがな	
法人の名称	
ふりがな	
代表者氏名	
主たる事務所の所在地	
登録番号	第 号
取消年月日	年 月 日
取消理由	
担当	課 係
	警電 ー

第 号
年 月 日

福井県公安委員会 殿

交通指導課長

駐車監視員資格者証返納命令対象事案上申書

下記の法人は、道路交通法第51条の13第2項各号の規定に該当すると認められるので上申する。

記

対象者	住所	(電話)
	氏名	
	代表者の氏名	
	資格者証番号 交付年月日	
事案の概要		
添付書類		<input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

第 号
年 月 日

警察署長 殿

福井県公安委員会

駐車監視員資格者証返納命令決定書

下記のとおり、道路交通法第51条の13第2項の規定により駐車監視員資格者証の返納命令を決定したので通知する。

なお、対象法人に「駐車監視員資格者証返納命令書」を交付されたい。

記

対 象 者	住 所	(電話番号)
	氏 名	
	資格者証交付年月日 資 格 者 証 番 号	
返納命令の理由		

第 号
年 月 日

福井県公安委員会 殿

警察署長

駐車監視員資格者証返納命令執行報告書

みだしのことについては、下記のとおり執行したから報告する。

記

- 1 執行日時
- 2 執行場所
- 3 執行項目
- 4 執行当事者
 - (1) 執行者
 - (2) 被執行者
- 5 執行状況

第 号
年 月 日

警察庁交通局交通指導課長
警視庁交通部長 殿
各道府県警察本部長

福井県警察本部長

駐車監視員資格者証返納命令状況通報書

次の者に係る駐車監視員資格者証については、道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の13第2項の規定によりその返納を命じたので通報する。

ふりがな	
氏名	
生年月日	
住所	
駐車監視員 資格者番号	第 号
命令年月日	年 月 日
返納理由	
担当	課 係
	警電 ー